第30条第７項第４号ホ	ホ　次に掲げる資格の有無 ⑴　企業型年金加入者 ⑵　確定給付企業年金（確定給付企業年金法第２条第１項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の加入者 ⑶　私立学校教職員共済制度の加入者 ⑷　石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員 ⑸　国家公務員共済組合の組合員 ⑹　地方公務員等共済組合の組合員	ホ　次に掲げる資格の有無 ⑴　企業型年金加入者 ⑵　確定給付企業年金（確定給付企業年金法第２条第１項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の加入者 ⑶　私立学校教職員共済制度の加入者 ⑷　石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員 ⑸　国家公務員共済組合の組合員 ⑹　地方公務員等共済組合の組合員 ⑺　平成25年改正法附則第３条第11号に規定する存続厚生年金基金の加入員
第36条第１項第８号	又は同法第91条の28第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとする者	、同法第91条の28第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとする者又は平成25年改正法附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正前厚生年金保険法第144条の６第１項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出をしようとする者
第50条第１項	第30条第７項第４号ホ⑴から⑹まで	第30条第７項第４号ホ⑴から⑺まで
（略）	（略）	（略）
第66条の２第１項第４号	他制度掛金相当額	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第４項において読替えて適用される令第11条第２号に規定する他制度掛金相当額

第30条第６項第５号ホ	ホ　次に掲げる資格の有無 ⑴　企業型年金加入者 ⑵　確定給付企業年金（確定給付企業年金法第２条第１項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の加入者 ⑶　私立学校教職員共済制度の加入者 ⑷　石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員 ⑸　国家公務員共済組合の組合員 ⑹　地方公務員等共済組合の組合員	ホ　次に掲げる資格の有無 ⑴　企業型年金加入者 ⑵　確定給付企業年金（確定給付企業年金法第２条第１項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の加入者 ⑶　私立学校教職員共済制度の加入者 ⑷　石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員 ⑸　国家公務員共済組合の組合員 ⑹　地方公務員等共済組合の組合員 ⑺　平成25年改正法附則第３条第11号に規定する存続厚生年金基金の加入員
（新設）		
第50条第１項	第30条第６項第５号ホ⑴から⑹まで	第30条第６項第５号ホ⑴から⑺まで
（略）	（略）	（略）
第66条の２第１項第４号	令第11条第２号に規定する他制度掛金相当額	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第４項において読替えて適用される令第11条第２号に規定する他制度掛金相当額